

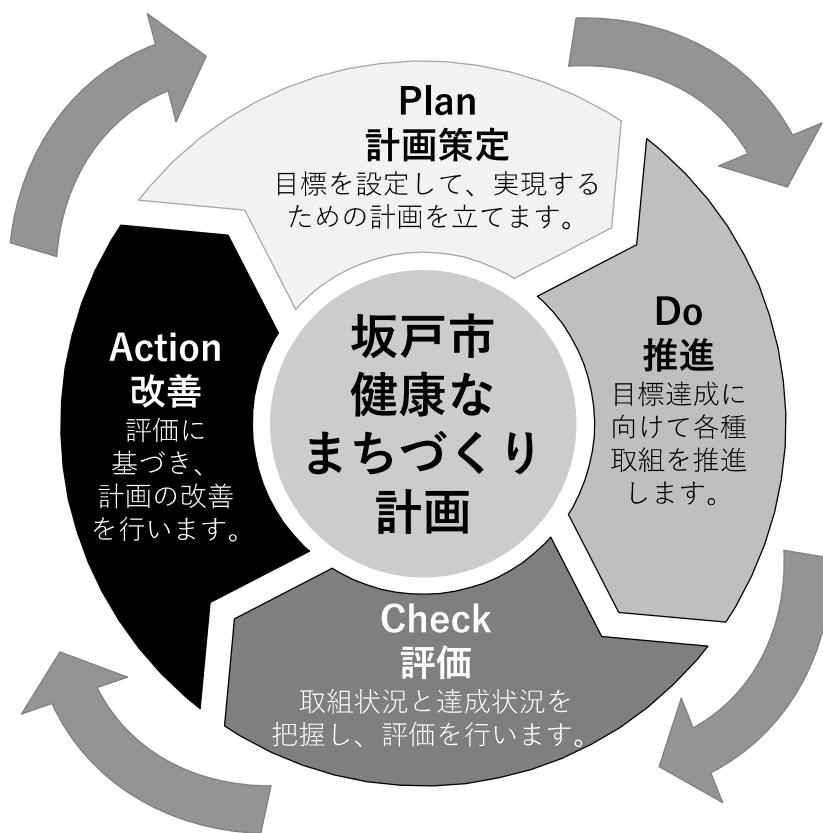
第8章 計画の推進

1. 計画の推進

(1) 計画の進行管理

本計画の進行管理は「PDCA サイクル」を用いて実施します。計画策定（Plan）後の推進（Do）では、市民、各主体と本市が協働しながら目標達成に向けて各種取組を推進し、評価（Check）は「坂戸市健康なまちづくり審議会」「坂戸市健康なまちづくり計画庁内策定・推進会議」において行い、本市が主体となって改善（Action）していきます。

図8－1 計画の進行管理（PDCAサイクル）



(2) 坂戸市健康なまちづくり審議会

学識経験者、医療・教育関係者、関係団体の代表及び公募に応じた市民などから構成されており、本計画の策定及び推進に必要な事項について調査及び審議を行います。

(3) 坂戸市健康なまちづくり計画庁内策定・推進会議

庁内の関係各課職員から構成された健康なまちづくり計画庁内策定推進会議を設置し、本計画の策定に当たって必要な事項の検討を行います。